四　電源開発促進税の変動額
五　地帯間販売電源料の変動額
六　他社販売電源料の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、電源開発促進税の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

四　沖縄電力は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、次の各号に掲げる基準により、送電関連可変費及び送電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十の二により特定送電関連費明細表及び様式第十一の二により特定送電非関連費明細表を作成しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された燃料費の変動額にあっては送電非関連可変費

二　前項第二号の規定により整理された電源開発促進税の変動額にあっては送電関連可変費

三　前項第三号の規定により整理された地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額並びに前項第四号の規定により整理された地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額にあっては送電非関連可変費

4　沖縄電力は、前項の規定により整理された送電関連可変費の合計額及び送電非関連可変費の合計額を、それぞれ次の各号に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

一　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送電関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第十九条の五第六項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

二　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送電非関連可変費の額を、供給約款で設定した料金を算定した際に第十九条の六第四項第五号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送電関連費及び送電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十二の二により特定送電関連費及び特定送電非関連費計算表を作成し、及び様式第十三の二により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

10　沖縄電力は、供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法第十九条第十二項に定める選択約款で設定した料金（供給約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定する料金及び変更前の選択約款で設定した料金）並びに供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　沖縄電力は、第六項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十四第二表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三章第一節中第二十条の次に次の一条を加える。

（変動額届出料金の算定）

第二十条の二　一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。）は、法第十九条第三項又は第六項の規定により供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十九条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下同じ。）

二　地帯間購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

三　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

四　電源開発促進税の変動額（電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因する変動額に限る。以下同じ。）

五　地帯間販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

六　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下同じ。）

2　一般電気事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般電気事業者は、燃料費の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　一般電気事業者は、電源開発促進税の変動額として、供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。